

機として我國に於ける社會政策は漸やく發達に向つた。然し、勞働組合法、社會保險法等の基本的社會立法は未だ制定せられざるに先立ち、一九二九（昭和四年）に勃發せる世界經濟恐慌の激化による社會政策の世界的衰退に對應して、我國の社會政策は亦漸次衰退に向つた。工場法の實施を契機とする「慈善」政策より社會政策への轉換の時代は同時にまた勞働問題激化の時代となり、社會問題の中心は漸く勞働問題となつた。勞働運動の昂揚は明かに資本家階級に對する脅威となり、一部の資本家達は遂に勞資の協調と人格の對等主義を唱へるに至つた。茲に於て、社會政策は為政家の對象となり、學者の畑より實行家の問題となつた。政府及び諸公共団体は種々の調査に着手し、政府省庁縣大都市は或は社會局を

或は社會課、勞働課を設置するに至つた。斯くして大正八、九年頃を境として、明らかに我國の社會政策は現實に樹立されんとする形勢を示した。種々の諮問案や法案や設計案が出来た。救濟事業調査會に代つて社會事業調査會が設置され、職業紹介事業も漸やく發達して来た。斯かる社會的狀勢の下に、政府當局と民間實業家との合意によつて、社會政策の研究調査を行はせるの實行を期すことを主要たる目的として設立されたものが、財團法人協調會であつた。従つて、協調會活動の客觀的條件は既に成熟し、課せられたる任務も極めて大きく、朝野の期待も亦大なるものがあつた。社會政策的見地より、勞働組合法の制定問題と初めとして、明治三十三年勞働者の團結権及び罷業權を禁壓する目的を以て制定せられた